

横芝町の人口と世帯

<8月1日現在>

人口	13,231 (+47)
男	6,447 (+21)
女	6,784 (+26)
世帯	3,329 (+12)
()内は前月比	



広報

横芝

第132号

昭和50年9月1日

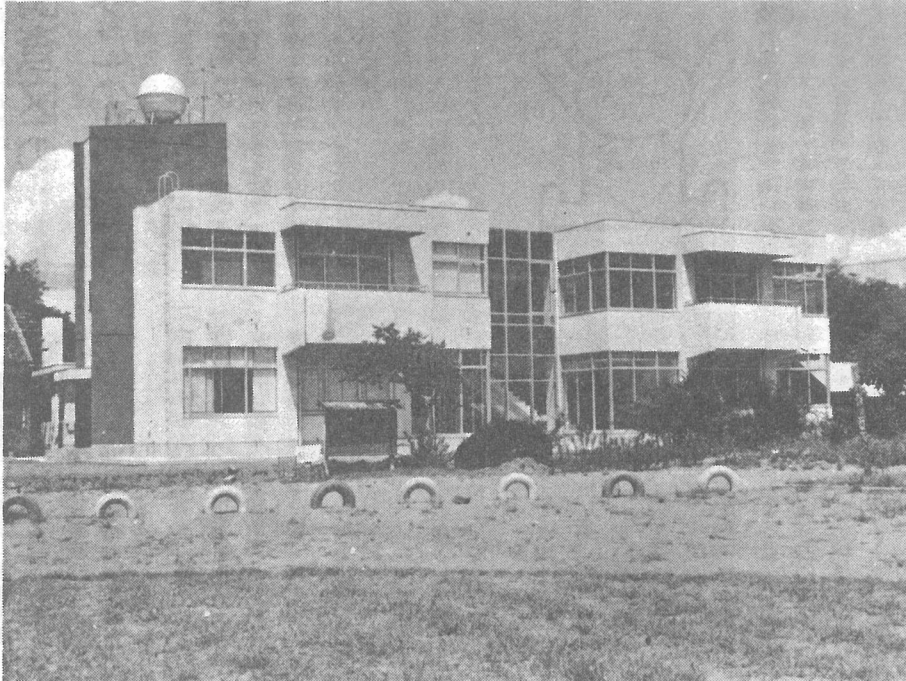
発行所

山武郡横芝町横芝636番地

横芝町役場

電話 04798-2-1111(代)

郵便番号 289-17



二館目の共同利用施設

上堺小学校隣に完成

上堺小学校の隣りに建設を進めていた、共同利用施設が八月十日完成しました。

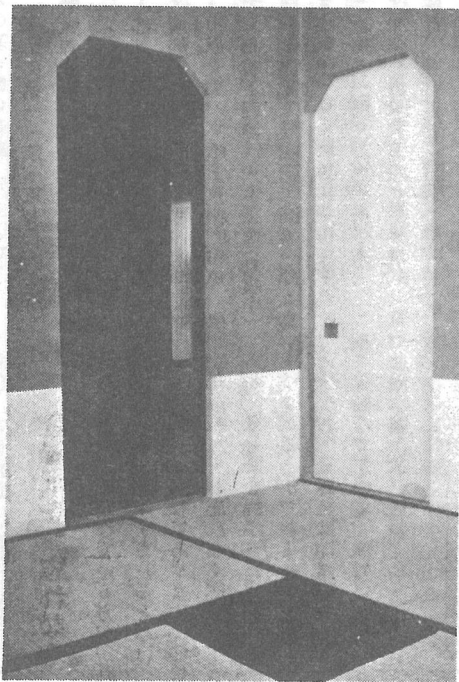
この建物は、昨年十一月に着工し、大総会館と同じく、国と県が空港騒音対策事業の一環として行

ったもので、総事業費一億七百八十万五千円を投じて行いました。このうち、国県が三九%、町が〇、三%を負担し残りの六〇、七%は町債があたりました。この町債分については、県が二分の一の負担を行うことになっています。

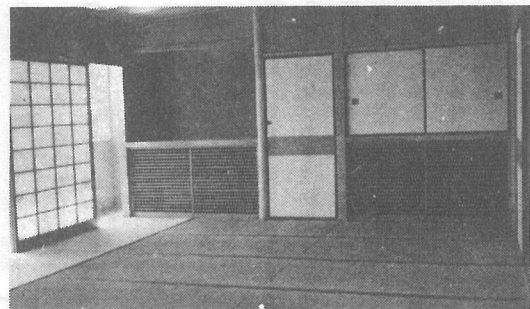
この建物は、鉄筋コンクリート二階建の防音施設で、総床面積五六六、五七五平方メートルで先に完成した大総会館とほぼ同じ床面積になっています。冷暖房等も完備し会議や集会などの催しには最適の施設です。

一階は集会室、談話室、事務室和室、宿直室が完備、二階には、学習室(A・B)、会議室、休養室のほか、町内の公共建築物でははじめてという茶室がもうけられています。

施設の名称や利用については、



現在検討されていますが、九月に行われる町議会で共同利用施設の



設置条例などが決められ、十月には町民の皆さんに利用していただけることでしょう。



あなたの調査区の 担当はこの方です

十月一日には、全国いっせいに国勢調査が行われます。このため九月三十日までに、全国の各家庭に調査員が調査票の記入のお願いにあがります。

今回の国勢調査の調査票は、正確な統計を一日も早く作成して行政に役立てるため、各家庭で記入していただいた調査票は、市町村都道府県を通じて総理府統計局に集められ、「光学式読取装置」というマークを読み取る機械にかけて集計します。

調査票は気軽に記入していただいでよいのですが、なにもぶんに直接機械にかけられますので、その取扱いや記入については、次の点に御注意くださるようお願いいたします。

- 1 調査票の取扱い
 - 調査票は汚したり折ったり丸めたりしないように、また、裏面にごはんつぶやスズなどが着かないように注意してください。
- 2 調査票に記入する際のお願
 - (1) 必ず黒鉛筆で記入して下さい
 - (2) 答をマークで記入するところは、わくいっぱいに横線をはきり 記入して下さい。

○ 良いマークの例



○ 悪いマークの例
この例のように細い又は薄いマークや短いマーク、横線以外のマークはいけません。又、インキキ、ボールペンなどで記入しないで下さい。

なお今回の調査では次の方々が内閣総理大臣の認命を受け調査に伺いますのでよろしく御協力下さい。



調査員芳名

- 浅野洋 (曾根合) 瀬理浩 (寺方)
 実川栄 (於幾) 寺田繁 (坂田) 柳橋良則 (長倉のうち向) 柳橋洋 (長倉のうち宿・南) 野本文雄 (取立) 行方正一 (谷台) 伊藤悦靖 (木戸台のうち後組、共栄の一部) 菅沢晃光 (木戸台のうち前組、共栄の一部) 太田実 (町原) 田鍋守 (牛熊) 伊藤仁 (中台のうち角田、新屋敷) 鈴木勲 (中台のうち本村の西側) 鈴木繁雄 (中台のうち本村の東側) 伊藤利雄 (姥山) 五木田一 (遠山) 伊藤正一郎 (小堤) 桜井誉司則 (両国新田) 実川

- 恵美子 (古川のうち西側) 伊藤善一 (古川のうち東側、白水会鈴木病院) 小堀正博 (本町第一の一部) 越川六郎 (本町第四) 水巻重治 (本町第二・三) 関晃治 (本町第二・二の一部) 前川恒文 (本町第二・三の一部、上町第一の一部) 石橋広美 (上町第一の一部) 伊藤和子 (上町第一の一部、大島団地) 渡辺清 (上町第三) 藤代忠夫 (上町第一の一部と第二) 久保田貞雄 (上町第四東側) 吉岡昌弥 (上町第四南側) 萩原綾子 (養護老人ホーム) 大野博 (東町第三の一部、本町第二の一部) 秋山正子 (東町第二の西側) 堀越幾代 (東町第二の東側) 越川辰男 (東町第一の東側) 岩沢有一 (東町第一の西側) 池島久雄 (東町第二の北側) 若梅和義 (東町第一・第四の東側) 熱田安義 (東町第三) 小林豊三 (古川のうち南側) 斉藤大七 (伸和会と青芝会・第四、四ノ二の一部) 須合仙太郎 (栗山四ノ二、青芝会の一部) 秋葉陽子 (栗山四五会、

- 四六会と青芝会の一部) 伊藤英明 (栗山第一・二、東ヶ丘の一部) 大森尚 (栗山東ヶ丘) 平山喜久男 (宮脇、TCC) 若梅昭 (栗山東部と第一の一部) 成田曉宏 (栗山南部ノ一) 四釜豊 (栗山南部二) 市原文夫 (鳥喰下東側) 市原 隆 (鳥喰下西側) 大木正信 (鳥喰上) 秋山嵩雄 (鳥喰沼) 高橋一郎 (鳥喰新田) 鈴木幸雄 (栗山三と鳥喰新田の一部) 若梅和正 (栗山二) 加藤和也 (栗山四) 伊藤裕之 (新青) 川島忠敏 (関場) 芹川広 (東) 早川良行 (屋形荒場) 早川光彦 (三本松) 浅野環 (立会東側) 海保武夫 (立会西側) 早川励 (南川岸東側) 鹿島武志 (南川岸西側) 海保不二男 (南) 海保寿広 (宮前) 伊藤幸夫 (入間、三軒家) 秋葉寿夫 (西) 小高正一 (道貫) 秋山政良 (新島新田) 川島六郎 (本郷) 伊藤恵三 (新島荒場) 石橋一 (三島)

特定疾患

対策について

県では、原因が不明で治療が困難な次の十疾患の患者で本県に在住している方について、各種保険の対象となる患者負担分の医療費

印鑑証明には 登録証をお忘れなく

印鑑登録をされている方が、証明書の交付申請をされるときは、すでにお渡ししてあります「印鑑登録証」をお忘れなく御持参下さい。登録証を提示されませんと受け付けることができません。

なお、登録証は印鑑同様に大切なものですので、保管にはじゅう分に御注意下さい。



を公費負担しています。

特に疾患の重い方には、特別介護手当として月額一万円を支給しています。

▽対象疾患

- ペーチェット病、多発性硬化症
- 全身性エリテマトーデス、スモン
- 再生不良性貧血、サルコイドーシス、筋萎縮性側索硬化症、強皮症

皮膚筋炎及び多発性筋炎、特発性血小板減少性紫斑病

なお、十月一日からは、次の五疾患が追加されます。結節性動脈周囲炎、潰瘍性大腸炎、大動脈炎、症候群、ピュルガー病、天疱瘡、詳細については、最寄りの保健所、または県庁予防課(電話千葉 ☎二六六二)へお問合せください

家庭で解決困難な児童問題、 相談員が指導・助言

核家族化、生活環境の複雑化に伴い、家庭における児童の養育に種々の弊害が表われており、児童に関する問題も複雑になってきております。このため県及び各市では、家庭にて解決困難な問題を専門的に相談に応じ解決するため家庭児童相談室を設けています。

家庭児童相談室の内容
家庭児童相談室には、家庭児童福祉に関する専門的知識を持ち相談に応じる家庭相談員及び社会福祉主事があり相談に対する助言、指導及び関係機関への連絡にあたりている。

相談の主な内容は
①神経質、わがまま、友達がない子ども。
②知能、ことばのおくれた子ども
③学校を長く休んだり、困った態度をする子ども。
④盗み、家出、浮浪、夜遊びなどを
する子ども
⑤児童の養育についての経済的な問題。
⑥父母の一方又両方が欠けて養育に困る事柄。
⑦体が不自由な子ども、それが原因で知能のおくれた子ども。
その他家庭児童に関する問題で

家庭児童相談室の利用については相談室の利用は、直接あるいは電話等にて各家庭児童相談室、市町村の福祉担当課、地区民生委員(児童委員)に連絡して下さい。相談に際する費用は無料です。相談日は毎日午前九時から午後五時まで(ただし土曜日の午後及び日曜、祭日は休みです。)実施場所 東金市東金八〇六一 山武支庁家庭児童相談室

交通事故相談

九月十一日は 八日市場市で

交通事故は、必ず損害賠償請求の問題が生じます。

ところがこれらの損害賠償金はだれにどのくらい請求したらよいかなど知らないため、僅かな金額を受け取って泣き寝入りしているようなことがたくさんあります。

このような方々が一日も早く救済の道を得て、健全な生活を取り戻すため、昭和四十三年四月一日から「交通事故相談所」を県庁内に設け、不幸にして被害者(加害者)になった方々の相談を次のよ

うに受けております。

- 一 交通事故相談所の所在地相談員(県庁内(六階)電話(〇四七二)二三三二二六四)
- 二 専任の相談員五名と顧問弁護士一名

二 相談の主な内容

- (一) 損害賠償は、誰に、いくら、どのように請求できるか。
- (二) 自動車損害賠償責任保険(強制保険)は、どのように請求するのか。
- (三) その他、更生問題で困っている方の関係機関へのあつせん等について。

三 相談の方法

- (一) 相談所(県庁六階)に向かいで相談する。
- (二) 電話により相談する。
- (三) 巡回相談日の利用。九月十二日は八日市場市役所で十月二十日は大網白里町役場で行います。なお、相談は一切無料です。

行政相談週間の お知らせ

行政相談週間は、全国の行政監察局と、行政管理局長官から委嘱され各市町村に配置されている「行政相談委員」とが協力して、国民の皆様からの行政に関するいろいろな苦情を受け付け、その解決を図るための相談活動を行って

おります。

この「行政相談制度」について広く国民の皆様のご理解を深めていただくため、毎年十月中旬、全国一斉に「行政相談週間」を実施しております。

今年も、十月十二日(日)から十月十八日(土)までの期間を、「行政相談週間」と定めまして、横芝町では、この「行政相談週間」に当たり行政相談委員の鈴木繁氏が次の日程で行政相談所を開設いたしますので、行政に関する苦情やご意見を気軽に申し出下さい。

日時 50年10月15日午前8時30分 から午後5時まで
場所 中央公民館
※秘密厳守 取扱いは無料です。
定例相談日は毎月二十五日に中央公民館で行っています。

秋の交通安全運動

9月22日～10月1日

秋の交通安全運動が九月二十二日から十月一日まで全国一斉に行われます。

この運動の重点は①歩行者、自転車利用者の事故防止、特に子どもと老人を交通事故から守ること
②運転者を保護するためのシートベルト、ヘルメットの着用を推進することです。

まわりのおとなは、こんな点に注意し、子どもや自転車の乗り方を正しく教えましょう。

- からだに合った安全な乗り方
- 点検をしてよく手入れ
- 道路標識や標示の正しい見方
- 道路へのとびだし



★かぶっていますか？ヘルメットを!!

●ノーヘルメットの場合1回につき1点の点数がつけられ、免許の停止につながります。

正しいかぶり方

- ・あみだにかぶらない
- ・目深にかぶり過ぎない
- ・アゴヒモはしっかりしめる

標準小作料

改訂

去る、八月十二日開催された農業委員会議で田畑の標準小作料が次のように改訂されました。

この標準小作料は、昭和四十五年十月一日以降に新たに小作契約をしたもののみ適用されます。昭和四十五年九月三十日以前に小作契約を行ったものについては今回の改訂額は適用されません。なお、この改訂は標準小作料が設定されてから三年を経過して、農産物の生産費や価格等に変動を生じたために行われたものです。

主な行事のご案内

動物愛護週間

千葉県では昭和五十年年度の動物愛護週間へ九月二十日～二十六日にちなんで動物愛護の意義及び思想の啓もうを図るため、動物慰霊祭を始めとする各種行事を企画いたしました。皆様方ともどもこの行事を盛りあげてゆきたいと思っております。つきましては、下記の行事に積極的な御参加をお願いするとともに御案内申し上げます。

農地の区分	小作料の標準額	適用区域
田の部	(円)	
A	20,000	木戸台 (C地区の字を除く) 小堤・寺方・曾根合・於幾・坂田・取立・長倉 (C地区の字を除く) 姥山 (C地区の字を除く) 遠山・中台 (C地区の字を除く) 牛熊・谷台・古川・両国新田・横芝
B	19,000	栗山・鳥喰新田 (C地区の字を除く) 鳥喰上 (C地区の字を除く) 鳥喰下 (C地区の字を除く) 屋形・新島・北清水
C	17,000	坂田池 (D地区の字を除く) 木戸台のうち字里根・井戸之下・仲谷・後谷・谷田部・長倉のうち字洞口後田・姥山のうち字東野中・下柳谷・中台のうち字下大井戸・鳥喰新田のうち字南新田・車田・大正・南沼・一本松・稲荷・長島・道祖神・明治・鳥喰上のうち字庚申・桜島・松ヶ島・中原・大明・鶴巻・鯉沼・鳥喰下のうち字金平野・曾根下・蓮池・桜前・松岡・稲市・平立
D	16,000	坂田池のうち字溜池
畑の部		
A	10,000	横芝上界地区
B	9,000	大総地区

主な行事

一、期日

昭和五十年九月二十二日 (月)

午後一時から三時まで

二、場所

千葉市ニューナラヤデパート屋上 (TEL二四局三三三二)

三、行事

◎動物の適正な飼養に関する動物相談所の開設(当日はもとより週間中は千葉県獣医師会会員宅で行ないます。午後一時から三時)

◎動物交換会(犬、ねこの子供をお持ちの方は当日持参し、または

しい方は当日会場に入れ物を持参のうえ集合のこと。) 午後一時か

ら三時

◎動物慰霊祭 午後一時から一時三十分

◎動物愛護者の表彰 午後一時四十分から二時一〇分

◎動物愛護に関する芸能人のアトラクション 午後二時一〇分から三時

動物も人間も一つの生命をもつ生きものです

飼育するなら最後まで適正な管理をいたしましょう

千葉県統計大会で

二氏が受賞

八月一日、千葉県文化会館で第十九回千葉県統計大会が行われました。当日は、長年統計調査に協力された各種団体や個人の表彰が行われました。

町関係では次の方々が表彰されました。

千葉県統計協会会長賞

伊藤裕之(新青)

千葉県郡統連会長賞

宇都木辰男(入間)

年金相談コーナー

(問) 私は昭和三十九年四月に国民年金の加入手続をとりましたが、その時さかのぼって保険料を納める様にいわれたのですが、事情があつて納められませんでした。この分を今納められるでしょうか。

(答) 国民年金の保険料は納め忘れて二年を過ぎると時効によつてその後納めたくとも納めることができなくなります。

しかし、制度に対する理解の不足や経済的事情で滞納していたため、すでに時効にかかっている期間があり、これからの保険料を全て納めたとしても、老

齢年金を受けられない人や、年金額が少なくなってしまう人が相当数あります。

「できるだけ多くの人が年金を受けられるように」との配慮で昭和四十八年九月法律が改正されて、納め忘れて時効になっている過去の保険料を納めることができる特例が設けられました。

これは一ヶ月について九〇〇円を納めることになりましたが、特例として納められるのは、昭和五十年十二月末日までとなっておりますので、早めに市町村役場の年金係か社会保険事務所

で手続きをしてください。

横芝の碑 (その三十五)

〈坂田池農用水利の功を刻む〉

学校の夏休みも終りに近い八月下旬、齋藤社教主事に紹介された、という女子高校生が老人ホームに訪ねて来ました。目的は、学校の文化祭の作品として、附近町村等の民話や伝説を聞かせて欲しい、ということでしたので、とに角室に通して、かねて皆さん方から御協力を戴いて、広報に掲載した記事等話をあげた後、折角の来訪だから、と老人ホームの中を見学してもらいました。老人ホームの裏は、すぐ坂田池になっていて、いま蓮の花が最盛りです。

「素的ですね、水蓮ですか？」
「見事でしょう」と得意になりながら坂田池の説明をしていますと、「この蓮は坂田城のあった頃からのものではないか？」という質問があり、はた、と行詰ってしまいました。そして、何時か、この池を利用して完成させた耕地整理の記念碑を取材したことを、おぼろげに思い出したので、「昔から生えていたようですね、でもこんなに美事ではなく、こんなに美事に沢山咲くようになったのは太平洋戦争以後のことらしいですね」と辛うじて答え、家へ戻ると早速その資料を探し出したのです。小塊方面から上って来た多古街道が坂田城址の丘を囲い終って、

坂田池に差しかかりますと、丁度丘との間を仕切る様にして松尾方面に通ずる道路があります。そして、この道に入ってすぐ右手を見ますと、常緑樹の大木の下に、忘れ去られたように、ひっそりと建っている碑に気が付きます。この碑は、坂田池を利用して施行された耕地整理完遂の記念碑です。坂田池の前備えとして人口に膾炙され、戦争史の坂田沼は、実は附近百町歩に近い水田に、欠くことのない灌漑用水の溜池としての使命を果しているのです。記念碑の碑文によれば

大総村東南に池沼アリ坂田沼ト称す面積四十五町歩余方、於幾曾根合、坂田ノ入会地ナリ天和二年之ヲ改修シテ相互用水溜ト為ス爾来歳ヲ閱スルコト二百三十有る泥土堆積荒蕪地二十余町歩ニ巨リ貯水僅々尺余ニ満タス故ニ灌漑地域タル九十余町歩水田亦年々早魃憂ルヲ免レズ有志ノ士即チ耕地改良ヲ図ラントシ之カ計画ヲ千葉県庁ニ請ヒ百難ヲ排シテ事業遂行ニ努ム而シテ改良ノ目的ハ沼ノ一部ヲ開拓シテ二十有る町歩ノ美田ト為シ他ハ之ヲ浚渫シテ更ニ用水機ヲ設ケ水路ヲ開鑿シテ灌漑立ニ排水ニ便ナラシメ新ニ農道ヲ設ケ田区ヲ整正シ農業ノ管理経営ニ資セ

シムルニアリ而シテ起業以來三千年有るノ星霜ト三万二千二百余円経費トヲ投シクソ期ノ目的ヲ達成シタリ之実ニ有志共同力行ノ致ス賜ニシテ大正聖世村振興ノ美筆トス此ニ有志奮謀リ之ヲ後昆ニ伝ヘントシテ之ヲ余ニ囑ス余衷心其挙ヲ喜ヒ不文ヲ省ニス乃チ梗概ヲ叙ス云爾、大正十一年一月千葉県耕地整理課長山中謙輔附記、大正十一年十一月七日 坂田耕地整理組合設立認可、大正四年八月十日 工事着手、大正四年八月二十五日 工事完了、大正九年一月二十六日、換地交付処分認可と刻まれています。

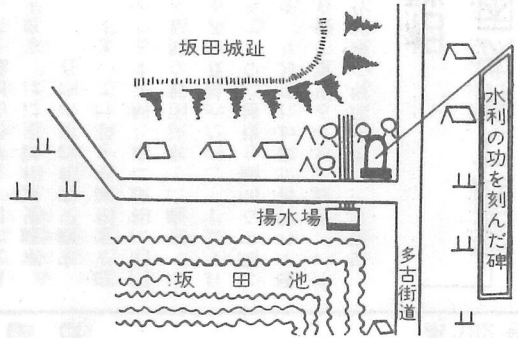
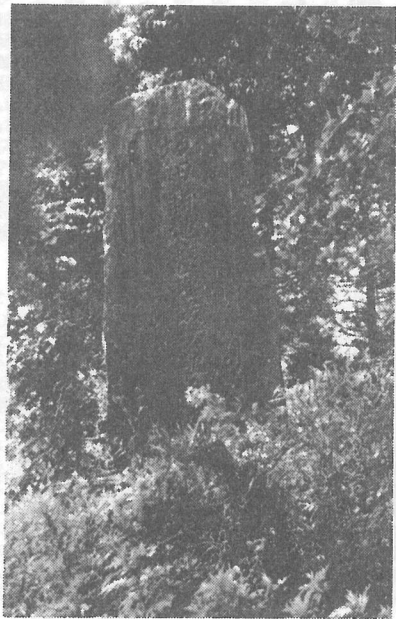
最初の改修が行なわれた、と記されている天和二年といいますが、江戸幕府が、農家に対して、分地制限令を発してから十年と経っていないなかつた筈ですから、随分古い話になります。「大総の米は美味しい」といわれますが、その底には三百年に及ぼうとする、歴代先覚者の精進と努力があったことを忘れてはならないと思います。

○写真はその碑で、多古街道に向って建っています。背面には、前記碑文が刻まれ、表面には、坂田耕地整理竣工記念碑、千葉県知事折原巳一郎書、と肉太な文字が刻まれています。

尚、碑の取材は半年程前に行つたのですが、その時いろいろと御指導いただいた、坂田の実川堅司郎さん(当時教委、現町議)を再びお訪ねしました。その時、実川さんは、蓮の花と坂田池のことについて

「私の子供の頃は、池の水がきれいに澄んでいて、天気の良い日には池の底の岩板が見える位でした。大体坂田の池は底が岩板なのです。その頃は、池の周囲の水路は総て坂田池に流れ込み、そして、両国方面の用水路や、記念碑の傍の揚水機場を通じて、各水田に灌漑されたものです。従って、池の水は、始終流れていたもので、底もきれいに洗われていた訳です。蓮の花は池の端や、分岐された溝等には咲いていましたが、いまの様

に池一面に咲く様になったのは、終戦後、それも両総用水が完成してからですね、両総用水が完成してからは池の水も流れが止り、水草の枯れたのや、水鳥の排泄物等が堆積して、蓮の根が伸び始めたのでしよう。いまの蓮の観景も結構ですが、あの記念碑が建っている辺りから、満々と湛えられた坂田池の美しく澄んだ水面を眺望した風景はいまでも忘れられませんね。」と、しみじみと話してくれました。実川さんのお話を辞しての帰路、改めてこの碑の傍に佇みながら実川さんのお話を心の中で復唱して見ました、そして、この坂田池が、再度水資源開発の舞台で脚光を浴びよう、として、この等併せて考えたりしますと、この語らざる碑に、何か無限の歴史が感じられるのでした。



に池一面に咲く様になったのは、終戦後、それも両総用水が完成してからですね、両総用水が完成してからは池の水も流れが止り、水草の枯れたのや、水鳥の排泄物等が堆積して、蓮の根が伸び始めたのでしよう。いまの蓮の観景も結構ですが、あの記念碑が建っている辺りから、満々と湛えられた坂田池の美しく澄んだ水面を眺望した風景はいまでも忘れられませんね。」と、しみじみと話してくれました。実川さんのお話を辞しての帰路、改めてこの碑の傍に佇みながら実川さんのお話を心の中で復唱して見ました、そして、この坂田池が、再度水資源開発の舞台で脚光を浴びよう、として、この等併せて考えたりしますと、この語らざる碑に、何か無限の歴史が感じられるのでした。

加入脱退など

国保への届出は十四日以内に

国民健康保険に加入している世帯の世帯主は、被保険者の資格得喪が次のいずれかに該当するときは、必ず十四日以内に被保険者証・印かんを持参のうえ届出をして下さい。

- 一 転入または転出したとき
- 二 社会保険に入ったとき、やめたとき
- 三 出生、死亡したとき
- 四 被保険者の氏名に変更があったとき
- 五 被保険者が世帯を変更したとき
- 六 世帯主が住所を変更したとき

特に社会保険に加入したときは、社会保険に加入したら、すみやかに国保に資格喪失の届出をして下さい。

社会保険に加入しても、その被保険者証が未交付のうちに診療をうけるときは、医療機関に医療費の全額を支払い、社会保険事務所に療養費の申請をして下さい。

社会保険の被保険者証が未交付のとき、又は交付されてからも届出をせずに引続いて国保の被保険者証で診療をうけたときは、国保の受給資格がありませんので国保負担分(七割)を返還していただくこととなります。

建設のあゆみ

8月～9月

着工及び工事中の事業

①道路舗装工事

横芝3号線 540m

②道路舗装(補修)工事

木戸台～牛熊線 525m

完成した事業

①建築工事

上堺共同利用施設新築工事 566.575㎡

職員募集

昭和50年度市町村職員統一採用試験を次のとおり行います。

試験日時 50年10月19日午前10時

試験区分

- 一般行政職
- 消防職

受験資格

昭和22年4月2日～33年4月1日までに生れた者

受付期間 9月16日～9月30日

申込書の請求先、受付場所 原則として第一希望の市町村の人事担当課又は、山武郡市広域行政組合総務課

参加団体(職員を採用する団体) 山武町・蓮沼村・松尾町・芝山町・山武郡市広域行政組合

国をささえる若い力

陸・海・空

自衛官募集

総務課へお問合せ下さい

★照明器具はときどきそうじしましょう
また、スイッチは手まめに切りましょう



- ほこりなどがついてよごれていると明るさが20%ぐらい低下します。いつもきれいにしておきましょう。
- 屋外灯には、自動点滅器を取りつけると、消し忘れによるムダがはぶけます。

横芝俳壇

横芝句会八月例会

土屋 栗水
冷し瓜蛇口の下に浮き寄りて
石川 奇水
伴せは平凡なこと梅酒に酔う
齊藤ちくろ
事務室に瓜の新漬大盛りに
宇都木吐句志
可も不可もなく老夫妻冷奴
藤代 ゆう
片陰に奇遇の肩をたたき合い
木下石果子
羅のふところ何も無き軽ろさ
三枝 句城

土屋 蘿月
種瓜を嫁に採らせて姑漬け
安井ゆずる
羅に透き中年の肌匂う
林 義村
畑隣り仕事帰りに瓜黄う
佐久間美枝子
羅を着て階段を軽くゆく
原 ひさし
蛸を宿らせ驕る山武杉
八角登志子
瓜の蔓つまんで歩き成り数う
伊藤 保人
瓜冷す噴水の水溢れをり
奥山 萌古
羅や石女薄き胸を持ち
古屋 紅雲
快き梅酒の酔や農疲れ